

## 約款に基づく運転免許取得に関する契約書

### 第1条（約款の適用）

一般財団法人茨城県交通安全協会 茨城県自動車学校 水戸校（以下「当校」といいます）は、お客様が運転免許取得の為に、当校への入校申込を受付けるための約款を以下の通りに定めます。

### 第2条（入校資格）

下記の道路交通法が定める運転免許取得条件を満たすことが必要です。

#### 1. 年齢の条件

- （1）普通一種・準中型は、入校日に満18歳以上となる2ヶ月前となっていること。
- （2）普通二輪は、入校日に満16歳以上となる1ヶ月前となっていること。
- （3）大型二輪・大型特殊・けん引は、入校日に満18歳以上となっていること。
- （4）中型一種は、入校日に満20歳以上、また運転経験が2年以上となる1ヶ月前となっていること。
- （5）大型一種・二種免許は、入校日に満21歳以上、また運転経験が3年以上となる1ヶ月前となっていること。
- （6）受験資格特例教習は、教習開始日に満19歳以上で、普通自動車免許または準中型自動車免許を取得して1年以上経過していること。

#### 2. 身体条件

##### （1）視力

- ・普通一種・普通二輪・大型二輪・大型特殊は片眼で0.3以上かつ両眼0.7以上（矯正視力可）。
- ・大型・中型・準中型・けん引・二種・受験資格特例教習は片眼で0.5以上かつ両眼で0.8以上（矯正視力可）、また深視力検査において3回検査した平均誤差が2cm以内であること。

##### （2）色彩識別能力

- 青・赤・黄の3色が識別できること。

##### （3）聴力

- 日常会話が聞き取れること。※聴力に障害をお持ちの方は事前にご相談ください。

##### （4）運動能力

- 運転に支障を及ぼす身体障害がないこと。※身体に障害をお持ちの方は事前にご相談ください。

### 第3条（運転適性相談）

次に該当する方は、お住まいの地域所轄の運転免許センターにて、運転適性相談を受診して頂く必要があります。

1. 持病や身体に障害があり、安全運転に支障を及ぼすおそれがある方
2. 現有免許所持で免許停止処分中及び、紛失等により免許証がお手元でない方。

### 第4条（申込の承諾）

1. 当校は、契約の申込みがあったときは、お客様のご要望を確認し、契約条件を満たしているかについてお伺い、お申し込み承諾の可否を判断します。
2. 当校がお客様の申込みを承諾すると、契約書を作成します。また未成年の申込みには保護者の同意が必要です。
3. 当校では、次の場合にその申込を承諾しないことがあります。
  - （1）行政処分等を受け欠格期間を満了していない方
  - （2）第2条で明記した道路交通法に定める運転免許取得要件を満たさない方
  - （3）第3条に示す運転適性相談で安全な運転に支障を及ぼすおそれがあると判断された方
  - （4）妊娠中の方
  - （5）暴力団、暴力団関係者その他、反社会的勢力と関わりのある方

### 第5条（入校申込時の注意）

入校申込において事実を偽り入校し、入校後虚偽事項が判明した場合、即時の契約の解除をされても異議のないものとします。また、違反や事故などの虚偽申告により卒業後、運転免許試験場にて受験できない場合や、免許の拒否や保留になった場合においても、当校は一切責任を負いません。

### 第6条（教習日程）

1. 教習期限は教習を開始した日から9ヶ月（大型特殊・けん引・審査は教習を開始した日から3ヶ月）です。この期間内にすべての教習を修了しなければ教習が無効となります。
2. 検定期限は、教習が修了した日から3ヶ月です。この期間に卒業検定（技能審査）に合格しなければ教習が無効となります。
3. 臨時休校（教習・検定予定の調整、又は天候等により教習が一時中断・中止する場合や日程が変更されることがあります。）

### 第7条（契約の変更と解除）

1. 地震・水害・雪害等の天災地変、官公庁命令、法令の制定・改廃、不可抗力、不慮の教習車両の故障その他止むなき事由により安全かつ円滑な教習実施が不可能と当校が判断したときは、契約の解除、又は教習継続の為に日程を変更する場合があります。
2. 当校は、お客様の入校後に下記の事由に該当する場合、契約を解除する場合があります。
  - （1）お申込時に虚偽の申告をおこなっていた場合
  - （2）お申込時に第3条に示す事項に、該当する旨を申告しなかった場合
  - （3）当校に定める規則、及び教習所職員の指導に従わなかった場合
  - （4）不正な行為を行って教習・検定を受けた場合、法令や公序良俗に反する行為を行った場合
  - （5）お客様の行為により教習もしくは、他の教習生が損害を受けるおそれがある場合、また受けた場合
  - （6）厚生労働省が示すカスタマーハラスメントと認められるような行為があった場合

